

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月27日
【会社名】	センコー株式会社
【英訳名】	SENKO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 泰久
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀中一丁目1番30号
【電話番号】	大阪 06(6440)5155(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営管理担当 嘉永 良樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区台場二丁目3番5号
【電話番号】	東京 03(5520)1507(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員東京主管支店長 尾池 和昭
【縦覧に供する場所】	センコー株式会社東京主管支店 (東京都港区台場二丁目3番5号) センコー株式会社千葉支店 (千葉県市原市五井9014番地) センコー株式会社名古屋主管支店 (名古屋市西区牛島町5番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成25年9月26日開催の当社取締役会において、スイス連邦その他欧州を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）において募集する2018年10月15日満期円貨建轉換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を以下「本社債」、新株予約権部分を以下「本新株予約権」という。）の発行を決議し、平成25年9月26日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書及び金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、上記取締役会において未定であった事項が決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

（注）訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

□ 本新株予約権付社債券に関する事項

（ ）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（訂正前）

（前略）

（3）当初轉換価額

当初轉換価額は、当社取締役会の授権に基づき、当社の代表取締役又は代理人が本新株予約権付社債の条件決定日（2013年9月26日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に100%を乗じた額を下回らない範囲で、投資家の需要及びその他の市場動向を勘案して決定する。

（後略）

（訂正後）

（前略）

（3）当初轉換価額

当初轉換価額は、626円とする。

（後略）

以上